

平成29年5月16日

むつ市都市計画審議会議事録
【第48回】

開催場所 むつ市役所 大会議室A

第48回むつ市都市計画審議会次第

○日 時 平成29年5月16日（火） 午後1時30分から

○場 所 むつ市役所 大会議室A

○次 第

I 組織会

1. 辞令交付

2. 会長の選出について

(1) 議事録署名者の指名

3. 会長の職務を代理する委員の指名について

II 調査審議

1. 諮 問

2. 市長挨拶

3. 議事進行

(1) 会議の公開について

(2) 議案審議

・むつ都市計画公園の変更案について

(3) その他

4. 閉 会

むつ市都市計画審議会【第48回】

○【委員名簿（12名）】

・市議会の議員

東 健 而	委 員
佐 賀 英 生	委 員
佐 々 木 肇	委 員

・学識経験のある者

立 花 順 一	委 員
其 田 桂	委 員
菊 池 誠	委 員
坪 二 三 子	委 員
須 藤 恵 子	委 員
和 田 榮 子	委 員
越 後 林 達 巳	委 員

・公募による市民

藤 林 吉 明	委 員
---------	-----

・その他市長が適当であると認める者

鹿 糠 達 郎	委 員
---------	-----

○【欠席委員】

東 健 而	委 員
坪 二 三 子	委 員
和 田 榮 子	委 員

○ むつ市副市長 鎌 田 光 治

○【事務局】

建設部長	光 野 義 厚
建設部政策推進監	高 橋 真
建設部都市政策課長	佐 藤 節 雄
建設部都市政策課主幹	黒 澤 幸太郎
建設部都市政策課主査	八 戸 啓 介
建設部都市政策課主事	杉 山 拓 也
建設部都市政策課主事	丸 谷 知 功

○【関連部局】

民生部市民スポーツ課長	伊 藤 大治郎
民生部市民スポーツ課主幹	中 村 昭 男

司 会
(杉山主事)

皆様、本日はお忙しいところむつ市都市計画審議会委員としてご快諾を賜り、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今より、むつ市都市計画審議会委員の辞令交付及び組織会並びに第48回むつ市都市計画審議会を開催いたします。

一、辞令交付（副市長より委嘱状交付）

司 会

それではこれより、辞令交付を行います。お名前をお呼び致しましたら、お手数ですが副市長のところまで来ていただき、辞令をお受け取り下さいますよう、お願い致します。

なお、全文をお読みするのは最初の方のみとさせていただきますので、ご了承願いたいと存じます。

それでは副市長、お願い致します。

(辞令交付)

司 会

それでは、本日は委員が替わられて、初めての審議会となりますことから、この場をお借りしまして、委員の皆様のご紹介と事務局である建設部職員の紹介をさせていただきたいと存じます。

はじめに学識経験者の委員です。立花委員でございます。其田委員でございます。菊池委員でございます。須藤委員でございます。越後林委員でございます。

続きまして、公募委員であります藤林委員でございます。

続きまして、市議会議員の委員です。佐賀委員でございます。佐々木委員でございます。

続きまして、関係行政機関の委員です。下北地域県民局地域整備部長の鹿糠委員でございます。

なお、本日は学識経験者の委員であります坪委員、和田委員、市議会議員の委員であります、東委員の3名が欠席となっております。

任期の2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、関係職員の紹介をさせていただきます。

はじめに、建設部長の光野です。

次に、建設部建設技術監の高橋です。

建設部政策推進監兼都市政策課長の佐藤です。

都市政策課都市計画グループリーダーの黒澤です。

都市政策課都市計画グループ主査の八戸です。

同じく主事の丸谷です。
最後に、私、主事の杉山と申します。よろしくお願い致します。

一、会長選出

【司 会】

司 会

それでは、会議を進めさせていただきます。

ただ今の出席委員数は12名のうち9名であります。

委員の半数以上の出席となっておりますので、むつ市都市計画審議会条例第6条第2項により、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。

ここで、会長の選出前でございますので、議長がおりませんことから、組織会を始める前に、仮議長の選出をいたします。

なお、慣例によりまして、事務局からの指名とさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

委 員

異議なし

司 会

ご異議がないようでございます。それでは、仮議長の指名を事務局お願いいたします。

事務局

それでは、仮議長は、【其田委員】にお願い致したいと存じます。

司 会

事務局より【其田委員】を仮議長にとありました。

それでは、【其田委員】、仮議長席にお願いいたします

仮議長

(其田委員)

ただいま仮議長に指名されました、其田です。

会長が選出されるまで暫時議長を努めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

さっそくではありますが、ただいまから第48回むつ市都市計画審議会の組織会を開催致します。

それではまず、会長の選出を議題と致します。

むつ市都市計画審議会による第5条第1項の規定により、会長は学識経験のある者につき委嘱された委員から、選挙により定めることになっております。

委員の皆様をお願い致します。会長に立候補するか、委員のどなたかを会長に推薦して頂きたいと存じます。

委員の皆様のご発言をお願い致します。

委 員 仮議長。

仮議長 はい、どうぞ。

委 員 指名推薦で、私は其田委員に引き続いて会長の旨を全うして頂きたいと思います。

仮議長 はい、今佐々木委員から其田委員ということでございましたが、その他に何かございませんでしょうか。

委 員 ありません。

仮議長 他にないようでございますので、お諮りします。立候補・推薦の通り其田委員が会長ということで異議ないでしょうか。

委 員 異議なし

仮議長 ありがとうございます。
異議がないようですので、私が会長を務めるということで皆様よろしくお願い致します。

司 会 会長が決まりました。
本審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長になることになっております。
其田会長より、ご挨拶を頂きまして、引き続き会議を進行して頂きたいと存じます。其田会長よろしくお願い致します。

議 長 改めまして、ただ今議員の皆様のご賛同を頂きましてむつ市都市
(其田会長) 計画審議会の会長に就任しました、其田でございます。これから2年間よろしくどうぞお願い致します。

それでは引き続きまして会議を進めさせていただきます。
はじめに議事録署名者を2名選任したいと思います。
学識経験者から、菊池委員。
市議会委議員から、佐賀委員。
以上の2名にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
次に、会長職務代理者の指名を議題と致します。
会長の職務を代理する委員は、むつ市都市計画審議会条例第5条第3項の規定によりまして。会長が指名することとなっております。

す。この規定を踏まえ、会長職務代理者を指名させていただきます。
会長職務代理には、引き続き立花委員を指名致します。
立花委員、よろしくお願い致します。

一、組織会閉会

司 会

以上をもちまして、組織会を終了致します。

一、諮 問

司 会

引き続き、調査審議案件について、副市長より、むつ市都市計画審議会へ諮問いたします。よろしくお願い致します。

副市長

むつ市都市計画審議会の諮問致します、よろしくお願い致します。

むつ市都市計画審議会会長様、むつ市長宮下宗一郎

次の案件についてむつ市都市計画審議会での、調査、審議を求めたく諮問致します。

1、むつ都市計画公園の変更案について

司 会

ありがとうございます。

これで、むつ市都市計画審議会への諮問を終わります。

一、副市長挨拶

司 会

引き続きまして、副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長

職員の皆様方には本日ご多忙中のところ、第48回むつ市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今回其田会長の方に諮問させていただいたわけではありますけれども、私どもの都市計画に重要な案件と考えておりますのでよろしくお願いの方お願い致します。

本日は市長の代理としてここに出席させて頂いているわけですが、市長が仙台の方に出張をしている関係で市長の方からメッセージをお預かりしておりますので、この場で披露させていただきます。

むつ市都市計画審議会の開催にあたり、一言御挨拶をさせていただきます。

本日、委員の皆様方におかれましてはご多忙中のところ本審議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

また、むつ市都市計画審議会委員へのご就任をお願いいたします

たところ、快くお引き受けいただきまして、併せて御礼申し上げます。

さて、当市では現在、新体育館の建設に向けて事業を進めているところではありますが、その建設予定地や周辺の既存施設などを一体として、当市における防災上重要な地区及び地域活性化拠点としての機能強化を図りつつ、コンパクトなまちづくりにあたっての重要な都市施設として位置付け、総合公園とすることとしたところでもあります。

本日皆様に審議していただく案件は、むつ都市計画公園の変更案となっております。

後ほど事務局より詳しい説明がありますが、今後のむつ市のまちづくり・都市計画における方向性を定める重要な案件でもございます。委員各位には御忌憚のない御意見をもって、審議を行なっていただきますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様のご今後ますますの御活躍と、本審議会の実り多い成果を御期待申し上げ、挨拶とさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。ここで、誠に恐縮ではございますが、所用により副市長が退席させていただきますことを、お許しいただきたいと存じます。

ここで、調査審議案件に係る説明の関係職員の紹介をいたします。民生部市民スポーツ課長の伊藤です。市民スポーツ課主幹の中村です。

それでは、会議を進めさせていただきます。

はじめに、配布資料の確認をいたします。

事前に送付した資料をお持ちになられている方もいらっしゃると思いますが、本日改めて配布しておりますので、確認をお願いいたします。

まず、本日の配布資料の一覧

次に、本日の会議の次第

次に、委員名簿

次に、むつ都市計画公園の変更案（おおみなと臨海公園の追加について）

であります。資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、議事に入りますが、本日の終了予定時刻は午後3時とさせていただきますと考えておりますので、皆様のご協力をお願いします。

議事の進行は、むつ市都市計画審議会条例により会長が行います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それではただ今から都市計画審議会条例により、私が会議を進行させていただきます。予定時間は3時ということですので、みなさまの御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、調査審議に入る前に、本審議会の公開・非公開に関して、皆様の御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員

公開でいいのではないのでしょうか。

議 長

はい、公開でいいということですので、今回の審議会は公開といたします。

傍聴者の入場者の関係により、少々お時間を頂きたいと思いません。

事務局
(黒澤主幹)

本日傍聴の申込はありませんので、このまま会議を進めていただきたいと思いません。

議 長

傍聴人がないということですので、審議のほうを進めさせていただきます。

それでは、本日は1件議案審議となりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは議案審議の「むつ都市計画 公園の変更案」について、事務局より説明をお願いします。

事務局
(八戸主査)

はい、都市政策課の八戸です。よろしくお願いいたします。

座ったまま説明させていただきます。

スクリーンの方をご覧くださいと思います。

むつ都市計画公園の変更、大湊臨海公園の追加についてということですので。

はじめに都市公園として追加しようと考えている位置についてですが、場所がむつ市真砂町の下北克雪ドーム周辺でありまして、ウェルネスはらっぱる、むつ市ウェルネスパーク、新アリーナの建設予定地、大平マリーナ緑地の一帯を都市公園として追加したいと考えているところであります。

そこで、当地区における都市づくりの方針についてであります。むつ市都市計画マスタープランにおいて当地区については土地利用の方針として、克雪ドーム周辺は地域住民の交流の場となるレ

クリエイション施設などの集積、誘導を目指します。また、土地施設の方針として、公園、緑地については、克雪ドーム周辺は公園的土地利用の推進を図ります。公益的施設については、克雪ドームは市民の交流レクリエーションの拠点として維持、保全を図ります、とされています。

次に、当地区の概要、位置付け等についてですが、平成27年12月に策定されたむつ市国土強靱化地域計画においては、建設予定の新アリーナについては、救援物資の二次集積場及び救護所等の防災機能を有する施設として、早期建設を目指すこととしています。

また平成20年のむつ市地域防災計画では、むつ市ウェルネスパークとウェルネスはらっばるについて広域避難場所として指定しております。また、地域住民の交流や観光の振興を通じた、地域の活性化に視する港を核としたまちづくりを促進し、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、平成27年8月に「みなとオアシスおおみなと」として登録されております。また、平成29年2月に公表した「むつ市立地適正化計画」では、当該地区は居住誘導区域の中に指定されておりますけれども、周辺は大湊地区と中央地区の都市機能誘導区域が指定されております。都市公園については、都市機能誘導区域に隣接する箇所について公園施設等の機能向上により区域の優位性を高めることとした取り組み方針が示されております。

これらのことから当地区は、むつ市における防災上重要な地区、また地域活性化の拠点となっていることから、都市公園とした総合公園とし、当市における防災上重要な地区及び地域活性化拠点としての機能強化を図ることとし、また、コンパクトな都市づくりにあたっての重要な都市施設として位置づけ、魅力の向上を図り、良好な都市環境を構築していきたいと考えております。

次に今回の変更案についてご説明いたします。

場所は先程ご説明しました一帯の区域になります。そして、変更内容でありますけれども、公園の種別は総合公園としております。総合公園とは都市住民全般の休息、運動等の総合的な利用を目的とする公園であります。次に番号が5・5・1号。1つ目の番号については総合公園の区分で5番、2番目の番号は公園の規模が今回13.8ヘクタールとなりますので、10～50ヘクタールの区分として5番。最後の番号1ですけれども、むつ都市計画区域における1つ目の総合公園となりますので1となりまして、5・5・1号となります。

次に公園の名称ですけれども、おおみなと臨海公園としております。

これは、大湊港に位置しているということや、「みなとオアシスおおみなと」として登録されていることを取りましておおみなと、また海に面していることから臨海公園としております。

位置は先ほどご説明致しましたむつ市真砂町、面積が13.8ヘクタール。公園施設については園路及び広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設となります。

変更理由でありますけれども、既存施設、新アリーナ敷地及び大平マリーナ緑地などを都市公園とした総合公園にすることにより、むつ市における防災場重要な地区及び地域活性化拠点としての機能強化を図るとともに、コンパクトなまちづくりにあたっての重要な都市施設として位置づけ、魅力の向上を図り、良好な都市環境の構築をするものであります。

次に公園施設でありますけれども、ご覧の通り先ほどの園路及び広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設、管理施設がそれぞれ具体的にございます。

次に、今回都市計画公園の変更にあたり、むつ市都市公園条例の改正が必要になりますので、その内容をご説明致します。

まず公園施設の建築面積についてですが、既存のむつ市ウェルネスパークが21,676.45平方メートル、ウェルネスはらっばるが73.13平方メートル、大平マリーナ緑地が43.77平方メートル。そして新アリーナが皆様にお配りした資料では8,499.72平方メートルとしておりますが、設計をしていくなかで現在の計画では6,498.34平方メートルとなっております。

合計が28,291.69平方メートルとなりまして、公園施設の建ぺい率は、公園面積が138,000平方メートルですので、現在のアリーナの計画面積でいきますと公園施設の建ぺい率は20.50%となります。

そこでむつ市都市公園条例の第4条で公園施設の建築面積の基準を定めているところでありますが、現行では第4条第1項で、ひとつの都市公園に公園施設として当該公園の敷地面積の100分の2を限度として建築可能、また第2項では休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫は当該公園の100分の10を限度として建築可能としています。

第4条第1項、第2項を併せて公園面積の100分の12まで建築物の建設が可能となっておりますが、今回の総合公園では現段階における建坪率が100分の20.50となりますので、現在の条例では適合しないということになります。

そこで条例の第4条第2項で、総合公園に限って、運動施設として設けられるものは、100分の20までを建築可能とする条例改

正を行いまして、公園面積の100分の22までを建築物の建築を可能とすることによりまして、条例に適合するということとなります。なお、この条例改正案につきましては6月のむつ市議会第232回定例会に提案し、議決が得られた後に、改正という流れになります。

次に新アリーナについて簡単にご説明いたします。

スケジュールについてでありますけれども、平成28年度から平成29年度にかけて基本設計と実施設計、そして平成30年度と平成31年度で建設工事を行う予定としています。

次に今後の予定についてご説明いたします。

これまで、平成29年3月15日の素案説明会から原案説明会、原案縦覧・公述人募集、都市計画公聴会については公述人の申出がなく開催しておりません。4月28日から5月12日までで都市計画法第17条に基づく案の縦覧。こちらでは意見書の提出はありませんでした。そして本日の都市計画審議会での後はむつ市議会の定例会を経まして、7月の中旬に都市計画変更の決定告示という予定になっています。

また、この都市計画決定手続きとは別に都市公園の開設までのスケジュールとしまして、今回都市公園として追加しようとしている区域については、港湾区域の中になっていますので、都市公園と港湾施設が相互に効用を兼ねる箇所として、管理協定の締結に向けて港湾管理者である青森県と協議を進めていきまして、平成30年度、31年度の新アリーナ建設工事の完成後に青森県との管理協定の締結と、そして都市公園法第2条の2に基づく都市公園開設の公告を行い、公園の供用開始となります。なお、今のタイミングで都市計画の変更を行う理由であります。新アリーナの建設事業について、国の防災・安全交付金の中の公園事業として実施すること、また建築確認申請など事業を円滑に進めることなどから、今のタイミングで都市計画の変更を行うこととしております。

以上、むつ都市計画公園の変更に係る説明を終わります。なお、続きまして新アリーナ建設事業の担当課であります市民スポーツ課より説明がありますので、よろしくお願い致します。

市民スポーツ
課（伊藤課長）

それでは新アリーナの概要につきまして説明致します。

お手元にA3の横の図面をお配りしてると思いますが、まだ基本設計が最終段階ということで確定しておりませんのでこちらの資料につきましては、この会が終わりましたら回収させて頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

それでは早速説明の方に入っていきたいと思っております。

まず新アリーナ建設については平成27年度に基本構想、基本計画を策定致しました。それに沿った形で現在基本設計を進めているところで、まもなく完成致しますので市民の皆様には詳細の方をお教えできるかと思えます。

今回基本設計が終了してから実施設計にかかりまして、平成30年度、平成31年度の2ヶ年で建設工事を終了し、平成32年から供用開始と、さきほどのスケジュール説明でもありましたけどもそのような予定になっています。

お配りした全体配置図ですけども、既存のウェルネスパークというのが大きな四角のところで下北克雪ドームというのがあるかと思えます。その隣に新体育館を整備致しまして、北側の方と西側の方に約300台の駐車スペースがある駐車場を配置致します。

そしてウェルネスパークの間の黒い面積があると思えますが、こちらはスポーツの利用者以外の方にも市民の方が憩いの場として利用できる広場を整備したいと考えております。

新体育館につきましては大会会場となるメインアリーナ、この図面ではバスケットコートが2つあるところで大会を行います。こちらのメインアリーナとアップ会場となるサブアリーナ、上の方にバスケットコートが1面あるところがあるのですが、こちらを配置致しまして平成37年に開催されます青森国体におきまして、バスケットボールの成年女子、またフェンシング競技の会場として活用される予定でございます。また災害時には下北克雪ドームが避難所に指定されておりまして新体育館の方は救護所、物資集積所として活用できる機能も持たせることとなっております。

以上簡単ではございますが説明とさせていただきます。

議 長

はい、今事務局の方から説明がございましたけども、ただ今の説明につきまして皆様から御意見、御質問等を受けたいと思えますが、ございますでしょうか。

佐賀委員

はい。

議 長

はい、どうぞ。

佐賀委員

佐賀でございます。

今の説明の中でのものにはあたっているでしょうが、一点だけ大変難しい事項ではあるかと思えますが、ここまでのアクセスの道路として、この場所というのは線路に囲まれておりましてJRの許可もなかなか下りないということで難しいのは承知しておりますが、

やはり上を通るのか、下を通るのか、脇を通るのか、今後の大会、特に防災の部分として重要な部分を占めるのではないかと。

御承知のとおり、だいぶ大きな大会ですとか、先般の観閲式等があればあの渋滞が必ず起きているわけで、これが防災という部分になればかえってパニックを招いてしまう事態にもなりかねないと思いますので、今後の参考もしくは出来うる事項として、アクセスの道路を1本でも2本でも増やして車ですとかアクセスの緩和をしていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長

はい、佐賀委員の質問ですけれども道路事情ということでありますけれども、これについて事務局何かあれば。

佐藤課長

はい、都市政策課長の佐藤です。今ここに県民局の部長さんもいらしてますが、ここにある道路については臨港道路といいまして青森県の方で管理している道路になります。

大平小学校の前から横断歩道が線路を渡る工事が進められていますけれども、なかなか平面交差でもって踏切を越えてくるというのは難しい状況になっています。要望するということでは引き続き県の方にはしていきたいとは考えておりますが、現状としてなかなか厳しいものとして認識しております。

議 長

佐賀委員、今のお答えでよろしいでしょうか。

佐賀委員

今後の大きな課題としてよろしくお願い致します。

議 長

私もそう思います。道路の渋滞は避けられないのかなと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それ以外に何か御意見等ございませんでしょうか。

藤林委員

はい。

会 長

藤林委員どうぞ。

藤林委員

2・3確認してわからないものもあるので教えていただきながら質問させていただきますけれども、ひとつはこれを見ますと変更案として出ていますけれども、元々公園施設の建築面積ということで1・2・3・4と概ね4つの地域に分けているということなので、建物の面積だけ書いておりますけれども、その下の土地の面積が分かれば教えて頂きたいなと思っています。大きく分けているでしょうけど

も、大体これに合わせた形の土地の面積になっているかと思っていました。それがひとつと、もうひとつは、建ぺい率を合わせるためのひとつの方策なのでしょうけども、100分の22、ようするに22%までということですが、計算すると21.9%とギリギリなので、もし今後何らかの計画が起きて多少なりとも建物を拡張するとか、ひとつ増やそうとしても増やせないなので、やはりこの辺は少し多めに取っておいた方が後々施設計画などに対して有意義に働くと思うのですがその辺はいかがでしょうか。

会長 はい、二つほど質問が出ましたけどもお答えお願い致します。

事務局 (黒澤主幹) はい、1つ目ですが公園面積としましては、一帯の区域として皆様にお示ししている138,000平方メートル。こちらが分母となる公園の面積になります。こちらでよろしいでしょうか。

藤林委員 わざわざ四つに分けたということは、それにある程度面積を想定した形で四つに分けているのでしょうか。

事務局 はい、想定ではなくてこの一帯的な138,000平方メートルの中に今現在、1番2番3番4番、4番についてはこれから建てる施設として、現在建っている物件、これから建てる物件の合計を示しているだけに過ぎません。

藤林委員 土地を目的としてここにこういうのがあってこういう施設を建てるということではなく、全体として4つに区切ってやることに意図があると思って質問させて頂きました。

事務局 意図といいますか今現在の建っている状況を示していると考えて頂ければと思います。

藤林委員 全体はわかるけども、わざわざ四つに分けるのは今後何かしら広げるとか施設とか何かをやるのかと。

事務局 施設毎に面積が管理されていますので、それを、既存施設についてこの名称で、この面積部分がありますよということでの表記になります。

会長 その21.9をもっと増やして欲しいという質問に対してはどうでしょうか。

事務局

はい、今回都市公園法におきましては、通常であれば100分の10まで運動施設が建てられる状況になっていまして、むつ市都市公園条例も100分の10まで建てていいということで政令を参酌して100分の10で条例として設定していますけども、今回これを上回って設定しなければなりません。

それにつきましても100分の10という政令の基準を参酌した上で今回は100分の20にしましょうと。この中においてこれからあれも建てるかもしれない、これも建てるかもしれないということで想定だけで設定するとなれば、何もその100分の10を参酌するわけでもなく好き勝手にやってもいいということになりますので、今回は今現在想定している建物から100分の20にしております。

ただ、今後また必要な施設があればその都度また参酌して、それに応じて建ぺい率を改正していくことが必要になると考えております。

会長

今ので、藤林委員ご理解頂けたでしょうか。

藤林委員

もちろん今その主旨は分かります。新アリーナを想定しているということでしょう。ただし、さっき言ったみたいに多少余裕もっていても何かしらの法的な阻害な要因があるのであれば別でしょうけども、そうでない限りは多少プラスアルファしておいても問題はあるのでしょうか。何かしら出てきたときにプラスアルファしておいてもいいのではないかと私は思いますけども。例えば法的にこの範囲の中で国や県から言われるのであればダメでしょうけども、ある程度市の方でプラス出来るのであれば拘らなくてもいいのではないかと思いますけども。

事務局

はい、先ほど説明したとおりなのですが、付け加えまして今現在我々としてはむつ市立地適正化計画を策定しているところがございます。こちらにつきましてはコンパクトなまちづくりとして定めたところですが、このむつ市立地適正化計画の中では、公共施設等総合管理計画と整合し合っていきましょうというところも示しているところがございます。このむつ市公共施設等総合管理計画の中では、建物の量の縮減をしていかなければならない。人口減少を考えればどんどん持つべきでは無い。考慮して縮小していきましょうという考えもあります。そういうことを踏まえますと、やみくもに建物を持っても良いような都市計画の決定はすべきでないと考え

ています。ですので必要に応じて必要であればその時にもう一度考えましょう、そういったことで今回はアリーナ建設に特化して法令を参酌して100分の20にしているところがございます。

議 長

はい、ということでございます。よろしいでしょうか。
それ以外に何か御質問等ございますか。

委 員

特になし。

議 長

それでは本日はご異議なしと認め、案について同意することで答申することに決定します。
それではその他ということで、事務局からお知らせはございますでしょうか。

事務局

それでは審議の方ありがとうございました。
その他としてですね、今年の都市計画の動向を皆様にご報告したいと思います。

今年の2月にむつ市立地適正化計画を策定しましたので、これを受けて今年度は用途地域の見直しに入っていきたいと思います。

次のむつ市広報紙で用途地域の見直しについてということで広報をかけます。その中では今までですと素案、原案、案というような形で進めてきましたが、今回は素案を作る前の前段階として検討会を開催したいと考えております。

また、立地適正化計画に合わせて用途地域の見直しをしますが、その他にも周囲の皆様の御意見やご要望といったものも聞いて進めていきたいと考えております。

続いて、今週の土曜日に2時から、むつ来さまい館で、わたしたちのまちづくりフォーラムということで、田名部まちづくり株式会社さんが主催するまちづくりフォーラムがあるのですが、チラシを皆様にも配布しております。この中で今回都市計画についてフォーラムを開催致しますので、皆様にも来て頂ければ嬉しいなと思って情報提供させていただきました。

議 長

今のお話について何か聞きたいことはありませんか。
用途地域見直しについてなど。

このフォーラムも是非、アゲハ蝶などとやっておりますので、会議所でもやっておりますので時間のある方は是非参加して御意見等述べていただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

あとよろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、以上をもちまして予定しておりました審議を終了しました。なお、本日審議して頂いた案件の答申についてであります。文書内容及び日程等については、議長に一任させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

議長

ありがとうございました。

その他、皆様から御意見等ありませんか。

ないようでございますので、以上をもちまして、議事を終了させていただきます。

御協力ありがとうございました。

司会

委員の皆様、本日の御審議、誠にありがとうございました。なお、本日御審議をお願いしました案件につきましては、最終決定まで少々時間がございますので、何かありましたら随時事務局へお問い合わせいただければと存じます。

以上をもちまして、第48回むつ市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。